

消費税増税前に知っておきたい 下請取引講習会

適正な下請取引は、
下請事業者の利益保護を図るという目的から
中小企業政策の重要な柱となっており、
中小企業・小規模事業者にとって
事業の根幹にかかわる重要事項です。
今回の講習では、

- ①下請代金支払遅延等防止法
 - ②消費税転嫁対策特別措置法について
- わかりやすくご説明します。正しく学んで、
円滑な事業経営に役立てましょう！

2019
1/29 火

- 開催日時：1/29 火
- 会場：松本商工会館 4階401会議室
- 受講料：無料
- 定員：20名
- 講師：専門の弁護士を予定しております。
- 申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、
FAX・メールにてお申込みください。
- 申込期限：2019年1月16日(水)

但し定員になり次第締め切りとなります。
当所HP (<https://www.mcci.jp>) でも
お知らせしますのでご確認ください。

内容

① 下請代金支払遅延等防止法

[基礎コース] 13:30~15:00(90分)

② 消費税転嫁対策特別措置法

15:10~16:40(90分)

■問い合わせ先／**松本商工会議所 中小企業振興部** 〒390-8503 松本市中央1-23-1
TEL.0263-32-5350 FAX.0263-32-1482

■主催／中小企業庁(平成30年度下請取引講習会事務局)、松本商工会議所ものづくり工業部会、建設部会、中小企業振興部

■共催／株式会社時事通信社

「下請取引講習会」受講申込書 FAX: 0263-32-1482 E-mail: soudan@mcci.or.jp

事業所名			業種(営業内容)	
受講者名	①	②	③	
事業所住所	(〒 -)			
TEL			FAX	
E-mail				

【個人情報の利用目的について】
本申込書で得ました個人情報につきましては、下記の利用目的の範囲でのみ利用致します。
①申込者の本人確認②アンケート実施等による研究調査③関連セミナー、イベントのご案内

松本商工会議所
(中小企業振興部) 行

FAX.0263-32-1482